

議員提出議案第 1 号

三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年3月19日

提出者	三朝町議会議員	山	田	道	治
賛成者	三朝町議会議員	福	田	茂	樹
賛成者	三朝町議会議員	藤	井	克	孝
賛成者	三朝町議会議員	清	水	成	眞
賛成者	三朝町議会議員	遠	藤	勝	太郎

三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（費用弁償） 第6条 略 2 略 3 前項に定めるもののほか、議会の議員に支給する旅費については、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例(昭和 45 年三朝町条例第5号。<u>以下「町長等給与条例」という。</u>)を準用する。 （期末手当の額）	（費用弁償） 第6条 略 2 略 3 前項に定めるもののほか、議会の議員に支給する旅費については、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例(昭和 45 年三朝町条例第5号)を準用する。 （期末手当の額）

第7条 議会の議員の期末手当の額については、町長等給与条例第4条の規定を準用する。この場合において「町長等」とあるのは「議会の議員」と、「給料月額」とあるのは「三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年三朝町条例第19号）第2条に定める報酬月額」と読み替えるものとする。

（この条例に定めがない事項）

第9条 この条例に定めるものを除くほか、議会の議員の受ける議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関しては、町長等給与条例の適用を受ける職員の例による。

第7条 議会の議員の期末手当の額は、第2条の報酬月額の100分の120に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

（準用規定）

第9条 この条例に定めるものを除くほか、議会の議員の受ける議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

（委任）

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。